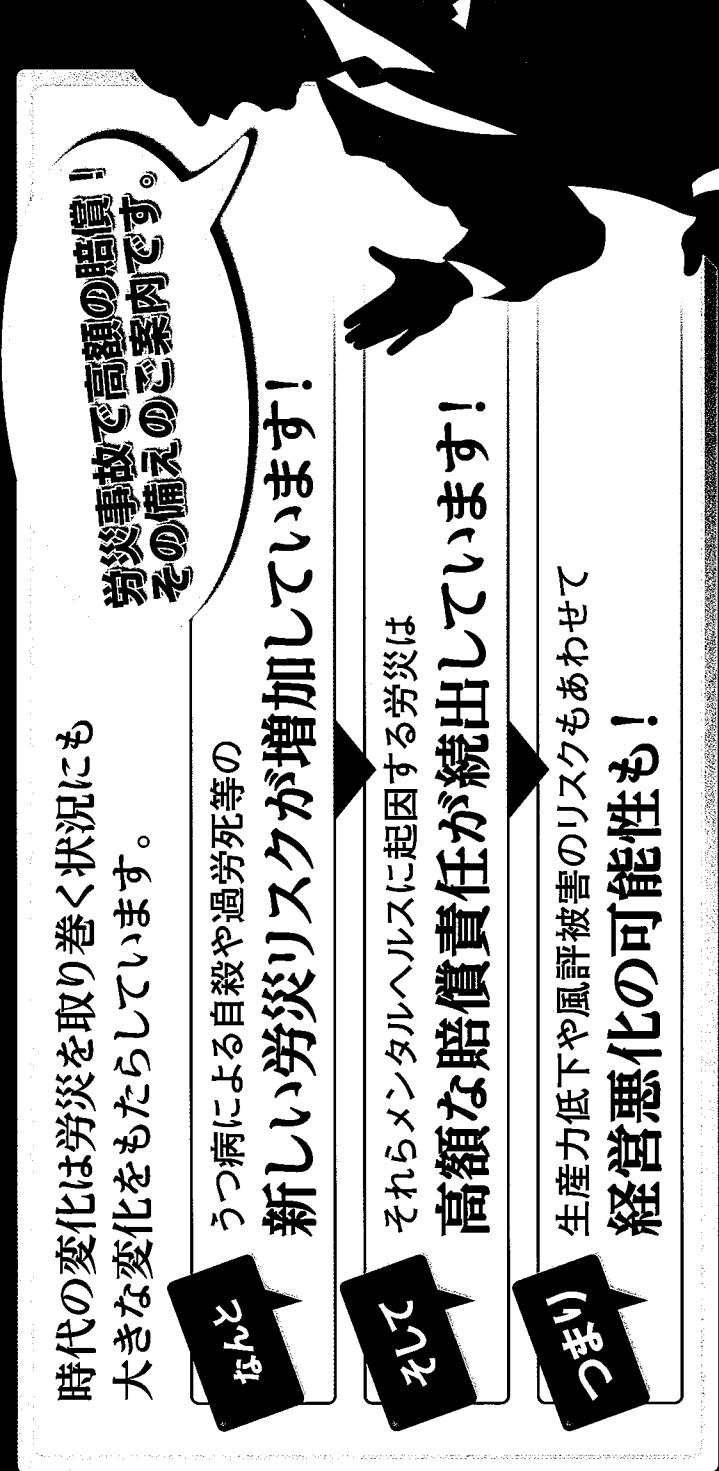


【全国中小企業団体中央会の業務災害補償制度】 経営アドバイザリーシステム

今なら、最大約
55%割引

一般傷害保険

貴社の企業防衛のお役に立てる、時代にピッタリの労災対策をご提案します。



労災リスクに対する「企業防衛」は経営者の重要な責任です。

保険期間：平成24年10月1日午後4時～平成25年10月1日午後4時

募集期間：平成24年7月2日～平成24年9月21日

ご加入方法：ご加入には「加入依頼書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、団体宛にご提出してください。

募集期間	加入手続き締切日	加入期間	保険料振替日	保険料払込方法	
新規加入 更新加入	平成24年7月2日(月)～ 平成24年9月21日(金)	平成24年9月21日(金) 平成25年10月1日(火)午後4時まで	平成24年10月1日(月)午後4時～ 平成25年10月1日(火)午後4時まで	平成24年 11月27日(火) (*2)	毎月団体からの 口座振替 (*3)
中途加入 以降	平成24年9月24日(月) 毎月25日(*1) 以降	平成25年10月1日(火)午後4時まで	加入手続きの翌月の1日午前0時から 平成25年10月1日(火)午後4時まで	加入始期月の 翌月27日(*2)	毎月団体からの 口座振替 (*3)

(*1)土・日・祝日の場合はその直前の営業日、(*2)金融機関の休業日である場合はその翌営業日。通帳には「MBSチュオウカイ」「MBS」等と記帳されます。
(*3)保険料のほかに制度維持費500円が加算されます。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。
今回更新いただく一般傷害保険につきまして、補償内容や保険料に一部改定があります。補償内容の主な改定点や保険料につきましてはご加入いただいたいる代理店にお問い合わせください。

- この保険契約は、全国中小企業団体中央会を契約者とする全国中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員向一般傷害保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国中小企業団体中央会が有します。「経営ダブルアシスト」は、本制度のペアームです。
- ご加入の対象となる方は、全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員で政府労災保険に加入している事業者に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。団体の構成員でなくなりた場合には、取扱代理店までご連絡ください。

全國中小企業団体中央会

引受保険会社 東海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.

信頼の中会の制度、だから安心。

ご存知ですか? 「労働災害」のリスクヘッジ

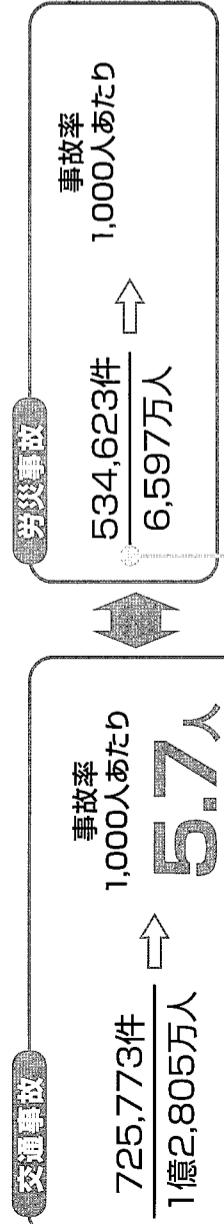
労働災害に関するあれこれ



労働災害の現状

労災事故と交通事故の事故発生率を見ると…

こちらをご覧ください。交通事故では事故率が1,000人あたり5.7人に対し、労災事故の場合では8.1人になります。このように事故率では、労災事故が交通事故を上回っています。



○労災交通事故高額事件一覧(判決)

判決容認額等	業種	事故内容	年	判決容認額等	業種	被災者	年
1 1億6,524万円	建設	玉掛けした原木が落下	1994	1 1億1,111万円	食品製造	製造業者	2000
2 8,486万円	学校	教諭が雪崩に遭遇	1995	2 9,164万円	建設	現場所長	1998
3 8,323万円	建設	作業員が2階開口部より転落	2005	3 8,911万円	広告	若手社員	1997
4 6,539万円	販売	改修工事中のガス爆発	1997	4 8,434万円	病院	研修医	2004
5 6,419万円	建設	配電工事中に感電	1992	5 8,429万円	金属加工	若手作業員	2006

○過労死・過労自殺関係高額事件一覧(判決)

判決容認額等	業種	事故内容	年	判決容認額等	業種	被災者	年
1 1億6,524万円	建設	玉掛けした原木が落下	1994	1 1億1,111万円	食品製造	製造業者	2000
2 8,486万円	学校	教諭が雪崩に遭遇	1995	2 9,164万円	建設	現場所長	1998
3 8,323万円	建設	作業員が2階開口部より転落	2005	3 8,911万円	広告	若手社員	1997
4 6,539万円	販売	改修工事中のガス爆発	1997	4 8,434万円	病院	研修医	2004
5 6,419万円	建設	配電工事中に感電	1992	5 8,429万円	金属加工	若手作業員	2006

○労災交通事故高額事件一覧(判決)

判決容認額等	業種	事故内容	年	判決容認額等	業種	被災者	年
1 1億6,524万円	建設	玉掛けした原木が落下	1994	1 1億1,111万円	食品製造	製造業者	2000
2 8,486万円	学校	教諭が雪崩に遭遇	1995	2 9,164万円	建設	現場所長	1998
3 8,323万円	建設	作業員が2階開口部より転落	2005	3 8,911万円	広告	若手社員	1997
4 6,539万円	販売	改修工事中のガス爆発	1997	4 8,434万円	病院	研修医	2004
5 6,419万円	建設	配電工事中に感電	1992	5 8,429万円	金属加工	若手作業員	2006

○労災交通事故高額事件一覧(判決)

判決容認額等	業種	事故内容	年	判決容認額等	業種	被災者	年
1 1億6,524万円	建設	玉掛けした原木が落下	1994	1 1億1,111万円	食品製造	製造業者	2000
2 8,486万円	学校	教諭が雪崩に遭遇	1995	2 9,164万円	建設	現場所長	1998
3 8,323万円	建設	作業員が2階開口部より転落	2005	3 8,911万円	広告	若手社員	1997
4 6,539万円	販売	改修工事中のガス爆発	1997	4 8,434万円	病院	研修医	2004
5 6,419万円	建設	配電工事中に感電	1992	5 8,429万円	金属加工	若手作業員	2006

○労災交通事故高額事件一覧(判決)

判決容認額等	業種	事故内容	年	判決容認額等	業種	被災者	年
1 1億6,524万円	建設	玉掛けした原木が落下	1994	1 1億1,111万円	食品製造	製造業者	2000
2 8,486万円	学校	教諭が雪崩に遭遇	1995	2 9,164万円	建設	現場所長	1998
3 8,323万円	建設	作業員が2階開口部より転落	2005	3 8,911万円	広告	若手社員	1997
4 6,539万円	販売	改修工事中のガス爆発	1997	4 8,434万円	病院	研修医	2004
5 6,419万円	建設	配電工事中に感電	1992	5 8,429万円	金属加工	若手作業員	2006

○労災交通事故高額事件一覧(判決)

判決容認額等	業種	事故内容	年	判決容認額等	業種	被災者	年
1 1億6,524万円	建設	玉掛けした原木が落下	1994	1 1億1,111万円	食品製造	製造業者	2000
2 8,486万円	学校	教諭が雪崩に遭遇	1995	2 9,164万円	建設	現場所長	1998
3 8,323万円	建設	作業員が2階開口部より転落	2005	3 8,911万円	広告	若手社員	1997
4 6,539万円	販売	改修工事中のガス爆発	1997	4 8,434万円	病院	研修医	2004
5 6,419万円	建設	配電工事中に感電	1992	5 8,429万円	金属加工	若手作業員	2006

○労災交通事故高額事件一覧(判決)

判決容認額等	業種	事故内容	年	判決容認額等	業種	被災者	年
1 1億6,524万円	建設	玉掛けした原木が落下	1994	1 1億1,111万円	食品製造	製造業者	2000
2 8,486万円	学校	教諭が雪崩に遭遇	1995	2 9,164万円	建設	現場所長	1998
3 8,323万円	建設	作業員が2階開口部より転落	2005	3 8,911万円	広告	若手社員	1997
4 6,539万円	販売	改修工事中のガス爆発	1997	4 8,434万円	病院	研修医	2004
5 6,419万円	建設	配電工事中に感電	1992	5 8,429万円	金属加工	若手作業員	2006

○労災交通事故高額事件一覧(判決)

判決容認額等	業種	事故内容	年	判決容認額等	業種	被災者	年
1 1億6,524万円	建設	玉掛けした原木が落下	1994	1 1億1,111万円	食品製造	製造業者	2000
2 8,486万円	学校	教諭が雪崩に遭遇	1995	2 9,164万円	建設	現場所長	1998
3 8,323万円	建設	作業員が2階開口部より転落	2005	3 8,911万円	広告	若手社員	1997
4 6,539万円	販売	改修工事中のガス爆発	19				

経営者ダブルアシスト

役員・従業員向けのダブル補償

1 一般の加入により最大約55%割引に加入できます！

※团体割引(30%・過去の損害率による割引)(30%・役員・パート・アルバイト割引(10%))を適用します。

企業の法律上の賠償責任を最大1名あたり3億円／災害あたり5億円まで補償します！

※業務中のケガなどによる死亡した場合や後遺障害を負った場合の「業務上疾病」を補償します。もちろん、業務に從事する方の災害にともない法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

労災保険の給付決定を待たずに保険金をお支払いします！

※使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

加入者に保険金をお支払いします！

※事業補償対象者数20名以上の場合は10%。(1-30%(团体割引))×(1-30%(過去の損害率による割引))×(1-10%(役員・パート・アルバイト割引))=0.445→最大約55%割引

建設業の下請はももちろん、派遣社員・構内下請作業員も補償します！

※事業主・役員(*)、従業員・パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員などの補償対象者に加え、派遣社員(*)、構内下請作業員(*)も、補償の対象に含めることができます。(★)オプション

※政府労災の特別加入制度対象者である一人親方および事業主も補償の対象に含めることができます。

② 换算補償対象者数5名以上19名以下の場合は5%、換算補償対象者数20名以上の場合は10%。
企業の法律上の賠償責任を最大1名あたり3億円／災害あたり5億円まで補償します！

※業務中のケガなどによる死亡・後遺障害やそのご家族にお渡しいただけます。

※保険金の会社受取りには、ご加入時に被災者やそのご家族にお渡しいただくことがあります。

建設業の下請はももちろん、派遣社員・構内下請作業員も補償します！

※事業主・役員(*)、従業員・パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員などの補償対象者に加え、派遣社員(*)、構内下請作業員(*)も、補償の対象に含めることができます。(★)オプション

※政府労災の特別加入制度対象者である一人親方および事業主も補償の対象に含めることができます。

③ 换算補償対象者数5名以上19名以下の場合は5%、換算補償対象者数20名以上の場合は10%。
労災保険の給付決定を待たずに保険金をお支払いします！

※事業主・役員(*)、従業員・パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員などの補償対象者に加え、派遣社員(*)、構内下請作業員(*)も、補償の対象に含めることができます。(★)オプション

加入者に保険金をお支払いします！

※使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

労災保険の給付決定を待たずに保険金をお支払いします！

※事業主・役員(*)、従業員・パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員などの補償対象者に加え、派遣社員(*)、構内下請作業員(*)も、補償の対象に含めることができます。(★)オプション

加入者に保険金をお支払いします！

※使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

労災保険の給付決定を待たずに保険金をお支払いします！

※事業主・役員(*)、従業員・パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員などの補償対象者に加え、派遣社員(*)、構内下請作業員(*)も、補償の対象に含めることができます。(★)オプション

加入者に保険金をお支払いします！

※使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

労災保険の給付決定を待たずに保険金をお支払いします！

※事業主・役員(*)、従業員・パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員などの補償対象者に加え、派遣社員(*)、構内下請作業員(*)も、補償の対象に含めることができます。(★)オプション

団体割引等適用のため、保険料が最大約55%割引！！

熱中症や日射病、通勤途上のケガがも補償します！(自動セット)

6 業務中のケガはもちろん、熱中症・日射病などの「業務上疾患」を補償します。

7 業務中の地震・噴火・津波等の天災によるケガ等も補償します！(オプション)

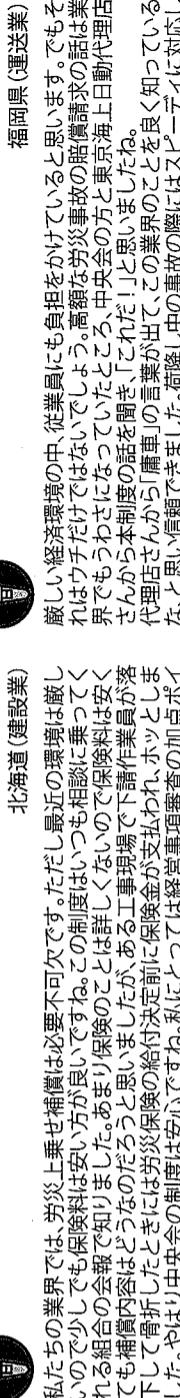
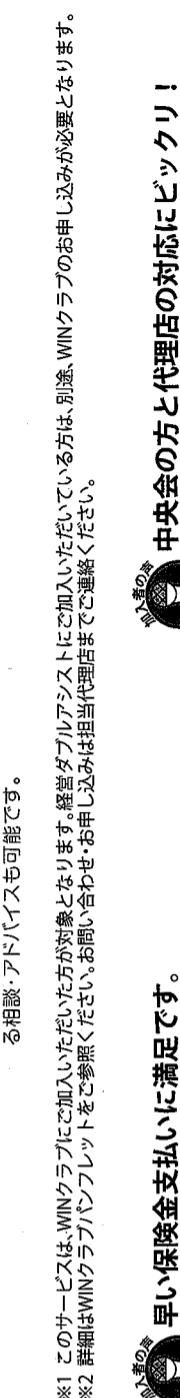
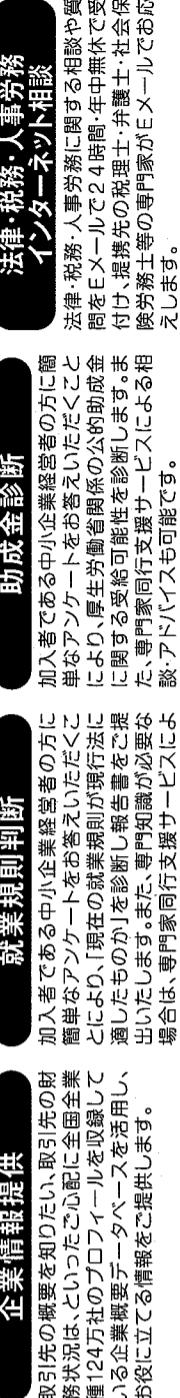
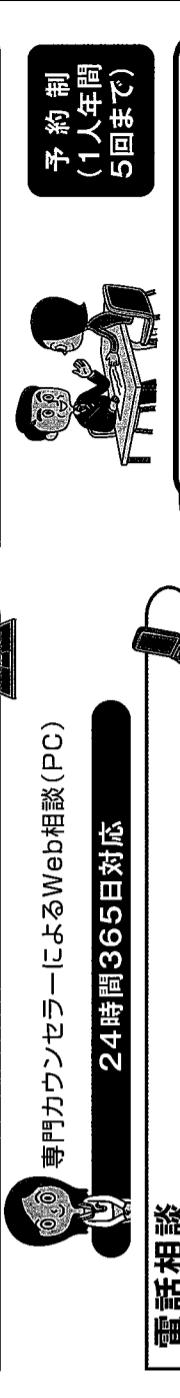
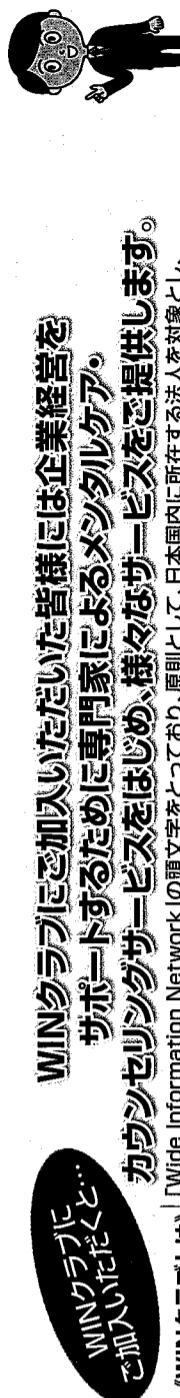
8 従業員の人数報告は不要で簡単。パート・アルバイトの方も自動的に補償対象になります！

9 入院保険金・通院保険金を1日目からお支払いします！

10 売上高等と業種に基づいて保険料を算出します！

11 保険料は全額損金処理の上、満定期時の保険料精算は不要です！

12 建設業の場合、「経営事項審査制度」の加点がポイントになります！



1 一般の加入により最大約55%割引に加入できます！

※团体割引(30%・過去の損害率による割引)(30%・役員・パート・アルバイト割引(10%))を適用します。

企業の法律上の賠償責任を最大1名あたり3億円／災害あたり5億円まで補償します！

※業務中のケガなどによる死亡・後遺障害やそのご家族にお渡しいただけます。

※保険金の会社受取りには、ご加入時に被災者やそのご家族にお渡しいただくことがあります。

労災保険の給付決定を待たずに保険金をお支払いします！

※使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

加入者に保険金をお支払いします！

※事業補償対象者数20名以上の場合は10%。(1-30%(团体割引))×(1-30%(過去の損害率による割引))×(1-10%(役員・パート・アルバイト割引))=0.445→最大約55%割引

建設業の下請はももちろん、派遣社員・構内下請作業員も補償します！

※事業主・役員(*)、従業員・パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員などの補償対象者に加え、派遣社員(*)、構内下請作業員(*)も、補償の対象に含めることができます。(★)オプション

※政府労災の特別加入制度対象者である一人親方および事業主も補償の対象に含めることができます。

② 换算補償対象者数5名以上19名以下の場合は5%、換算補償対象者数20名以上の場合は10%。
企業の法律上の賠償責任を最大1名あたり3億円／災害あたり5億円まで補償します！

※業務中のケガなどによる死亡・後遺障害やそのご家族にお渡しいただけます。

※保険金の会社受取りには、ご加入時に被災者やそのご家族にお渡しいただくことがあります。

労災保険の給付決定を待たずに保険金をお支払いします！

※使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

加入者に保険金をお支払いします！

※使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

③ 换算補償対象者数5名以上19名以下の場合は5%、換算補償対象者数20名以上の場合は10%。
労災保険の給付決定を待たずに保険金をお支払いします！

※事業主・役員(*)、従業員・パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員などの補償対象者に加え、派遣社員(*)、構内下請作業員(*)も、補償の対象に含めることができます。(★)オプション

加入者に保険金をお支払いします！

※使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

④ 换算補償対象者数5名以上19名以下の場合は5%、換算補償対象者数20名以上の場合は10%。
労災保険の給付決定を待たずに保険金をお支払いします！

※事業主・役員(*)、従業員・パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員などの補償対象者に加え、派遣社員(*)、構内下請作業員(*)も、補償の対象に含めることができます。(★)オプション

加入者に保険金をお支払いします！

※使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

⑤ 换算補償対象者数5名以上19名以下の場合は5%、換算補償対象者数20名以上の場合は10%。
労災保険の給付決定を待たずに保険金をお支払いします！

※事業主・役員(*)、従業員・パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員などの補償対象者に加え、派遣社員(*)、構内下請作業員(*)も、補償の対象に含めることができます。(★)オプション

加入者に保険金をお支払いします！

※使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

⑥ 一般の加入により最大約55%割引に加入できます！

※团体割引(30%・過去の損害率による割引)(30%・役員・パート・アルバイト割引(10%))を適用します。

企業の法律上の賠償責任を最大1名あたり3億円／災害あたり5億円まで補償します！

※業務中のケガなどによる死亡・後遺障害やそのご家族にお渡しいただけます。

※保険金の会社受取りには、ご加入時に被災者やそのご家族にお渡しいただくことがあります。

労災保険の給付決定を待たずに保険金をお支払いします！

※使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

加入者に保険金をお支払いします！

※使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

労災保険の給付決定を待たずに保険金をお支払いします！

※事業主・役員(*)、従業員・パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員などの補償対象者に加え、派遣社員(*)、構内下請作業員(*)も、補償の対象に含めることができます。(★)オプション

加入者に保険金をお支払いします！

A & A

Q1 この制度の特長は何ですか？

A.1 お問い合わせ窓口

この「経営ダブルアシスト」は役員の特別加入の有無を問いませんので、役員も補償の対象に含めることができます。

(3)事業主・役員、従業員、パート・アルバイトおよび建設業の下請作業員、派遣社員、構内下請作業員等も補償対象に含めます。

政府労災保険に加入しているのに、なぜ「経営ダブルアシスト」をすすめるのですか? 政府労災保険とどのようないくつか?

Q3 この制度の補償対象者は誰になりますか？

A.8 事業に必要な手数料：
はい、業務に伴つて発症した熱中症を補償することができます。(死亡保険金も対象です。)。

Q4 派遣社員など
社員以外の労働者の事故で
受入企業があがむ責任を負うのか？

A.9 経営ダブルアシストでは、「ケガ」や「過労自殺・過労死」が原因で法律上の企業責任が生じた場合、民事上の賠償金(慰謝料等)や訴訟費用(弁護士費用等)もカバーできます。

このつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者（法人は除く）の配偶者・同居の親族（以下相談対象者といいます。）に日本国内で
お住まいの方からの直接の相談に限ります。

⑥ 健康（看護師がご対応します。）

0120 260 772

0120-285-110

ムトニーハード

Q5 役員も加入できますか?

A.5 加入することができます。通常、役員は政府労災保険に加入する場合、特別加入をする必要があります。この「経営ダブルアシスト」は役員の特別加入の有無を問いませんので、役員も補償の対象に含めることができます。

Q6 災害補償規定等を超える
賠償が心配になりますか?

A.6 使用者賠償責任担保特約が自動セットされていますので、損害賠償規定等を超える損害賠償にも対応できます。

トヨタ自動車販売株式会社
トヨタ自動車販売株式会社

建設業は夏場熱中症が心配ですが、

A.8 まい、業務に伴つて発症した熱中症を補償することができます(死亡保険金も対象です。)。

精神的なストレス等による政府労災の
請求件数が高水準で推移していますが、
企業の「安全配慮義務」を
問われた場合、対応できますか?

A.9 経営ダブルアシストでは、「ケガ」や「過労自殺・過労死」が原因で法律上の企業責任が生じた場合、民事上の賠償金(慰謝料等)や訴訟費用(弁護士費用等)もカバーできます。

このつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者（法人は除く）の配偶者・同居の親族（以下相談対象者といいます。）に日本国内で
お住まいの方からの直接の相談に限ります。

⑥ 健康（看護師がご対応します。）

0120 260 772

(7)介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報

0120-285-110
内閣総理大臣室
内閣府総務省
内閣府総務省

機器電話・自動車電話PHS・衛星電話からもご利用いただけます。|

(機器電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

(*)弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに時間が必要とする場合があります。

(*)上記のサービスは、弊社提携会社を通じて提供します。

(※)サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。

経営ダブルアシスト(一般傷害保険)補償の内容

被保険者が災害賠償規定期定等に基づいて補償対象者に対して支払う賠償金等による
以下の金額を被保険者 死亡保険金は

補償項目	該用語が該用語の説明書に記載する場合	該用語が該用語の説明書に記載する場合	該用語が該用語の説明書に記載する場合
死亡保険金 (国内外補償)	補償対象者が業務中 [*] にケガ [*] をされ、その直接の結果として、事故のために死にされた場合(事故により直ちに死にされた場合を含みます)。	死亡・後遺障害保険金額 [*] ※既に支払はされた後遺障害に対する保険金額からその日を含めて180日以内に死にされた場合は、支払はされません。	死亡・後遺障害保険金額 [*] ※既に支払はされた後遺障害に対する保険金額からその日を含めて180日以内に死にされた場合は、支払はされません。
後遺障害金 (国内外補償)	補償対象者が業務中 [*] にケガ [*] をされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその後の期間中に死にされた場合。	後遺障害保険金額 [*] ※保険期間(保険の契約期間)を通じ合院補償額 [*] ※事故の発生の日からその後の期間中に死にされた場合は、支払はされません。	後遺障害保険金額 [*] ※保険期間(保険の契約期間)を通じ合院補償額 [*] ※事故の発生の日からその後の期間中に死にされた場合は、支払はされません。
入院保険金 (国内外補償)	補償対象者が業務中 [*] にケガ [*] をされ、そのまま平常の生活ができないなりかつ、入院された場合。	入院保険金額 [*] ※事故の発生の日からその後の期間中に死にされた場合は、支払はされません。	入院保険金額 [*] ※事故の発生の日からその後の期間中に死にされた場合は、支払はされません。
手術保険金 (国内外補償)	上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため通院または往診等所においてて所定の手術を受けられた場合。※手術の種類によってはお支払いの対象となる場合。	手術補償額 [*] ※1事故につき事故の発生の日からその後の手術1回に限ります。	手術補償額 [*] ※1事故につき事故の発生の日からその後の手術1回に限ります。
通院保険金 (国内外補償)	補償対象者が業務中 [*] にケガ [*] をされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその後の期間中に死にされた場合は、支払はされません。	通院保険金額 [*] ※事故の発生の日からその後の期間中に死にされた場合は、支払はされません。	通院保険金額 [*] ※事故の発生の日からその後の期間中に死にされた場合は、支払はされません。

補償対象		事業主費用保険金(国内外補償)	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額
事業主費用保険金(国内外補償)	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額
事業主費用保険金(国内外補償)	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額
事業主費用保険金(国内外補償)	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額
事業主費用保険金(国内外補償)	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額	死亡に係る被保険者に対する保険金支払額

① 会員登録の方法

① 告知事項(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出たいただく義務)
加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してくださいこれらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することができます。ご加入を解約する場合、保険金をお支払いできません。この場合では、告知事項は、以下的事項になります。

- (1) 備考欄に対する企業等の業種区分および識別種級別割合
- (2) 他の保険契約等(*)を総括している場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)

(3) ご契約の保険料算出基礎

- (4) 役員の人数および職種別割合(全員付保式特約をセレクトして、役員を補償する場合のみ告知事項となります。)

(*)他の保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約

約定には共済契約をいいます。なお、保険金で請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

② 死亡保険金受取人の指定について(「傷害補償型」の場合)

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください(指定ができない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入が無効となります。

・企業等がご加入時に保険金受取人となり、従業員等を被保険者とするご加入については、被保険者のご家族等に対し、保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

③ 保険金請求忘れの確認について:継続してご加入いただいく場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または弊社までご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成24年10月1日以降、最初の引落しから2か月連続より前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

④ 口座引落し不可能な場合

口座残高不足等の理由により、引落しができなかった場合、翌月に2か月分をお預けいたします。2か月連続で引落しきれなかった場合には、最初の引落し不能日付で自動解除となりますのでご注意ください。ただし、ご加入後、最初の引落しから2か月連続で引き落としきれなかった場合は、最初からご加入がなかつたものとさせていただきます。(ご加入取消)

⑤ 保険料の納入と引落しの取扱い

第2回目以降の分割保険料は、払い期日までにお支払いください。払込期日(口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。)までに分割保険料の入金がない場合には、その払込期日後に起きた事故による損害等に対しては保険金をお支払いできませんが、ご加入を解除させていただく場合があります。

⑥ 不明な点について

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した売上高等に基づいて保険料を算出いたします。保険期間中の売上高等の増減にかかわらず、保険料の請求または返戻は原則として行いません。なお、ご申告いただいた売上高等が把握不可能な最近の会計年度等の売上高等に不足していた場合には、その不足する割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。ご加入に際しては、保険料算出基礎数字を確認できる公表資料、客観的資料をあわせてご提出ください。該当資料がない場合は、団体怒口または取扱代理店もしくは引受け保険会社にて相談ください。

② 加入内容の確認

① ご加入内容の確認・保険:加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいますようお願いいたします。また、加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がつかむものを保管いたしません。そのため、加入対象者ではなくなった場合には、貯退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することができますが、保険料を修正させていただきます。

② ご加入後の変更・ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行なう際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者ではなくなった場合には、貯退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することができますが、保険料を修正させていただきます。

③ 加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいたしました。加入内容変更の手続をいただく必要がありますので、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

④ 加入内容変更の手続をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいたしました。

⑤ 保険料の納入と引落しの取扱い

团体割引率30%は、換算補償対象者数が【全国中小企業団体中央会の所得補償制度】と合算して10,000人以上の場合の金額です。換算補償対象者数が9,999人以下となった場合、また損害率に変更があつた場合には、保険料を修正させていただきます。

⑦ 保険会社における取扱い

引受け保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間冻结されたり、金額が削減されることあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は、損害保険契約者保護機構の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

● 使用者賠償責任補償において、被保険者に対する損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受け保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するもの)を除きます。(保険法第22条第1項)。

● 「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の被害者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の権利を得た金額の限度においてのみ、引受け保険会社に対して保険金をお支払いできます。(保険法第22条第2項)。このたび、引受け保険会社が保険金をお支払いください。

① 被保険者が被害者に対して即ち損害賠償としての弁済を行なっている場合

② 被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合

③ 被保険者の指図に基づき、引受け保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

● もし事故が起きたときは
① 事故の届出:事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または弊社にご連絡ください。
② 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
③ ケガを被ったとき既に存在しているケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合、お支払いする保険金が削減されることがあります。
④ 賠償事故の場合:保険会社が被害者の方と元認交渉を行う(示談交渉)サービス」はありませんので、ご自身が被害者の万と示談交渉を進めたいだくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、代理店と有効に成立したご契約については、代理店と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは、「経営・ダブルアシスト(一般傷害保険)」の概要をご紹介したものでです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、終款はご契約者の団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じて団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切な点などが記載されていますので、ご一読の上、保険期間の終了時まで保険してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。ご契約者と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。

団体名・組合名

お問い合わせ先
取扱代理店／引受け保険会社

(一社)全国測量設計業協会連合会

東京海上日動火災保険代理店 アークオフィス
TEL 03-5281-3893 FAX 03-5281-3887